

佐賀市社会福祉協議会地区社会福祉協議会活動助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人佐賀市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）に対し、地域において小地域ネットワーク活動を中心として行う各種の援護・支援活動に対しての活動費を助成することにより、地域福祉の向上を図ることを目的とする。

(実施団体)

第2条 この地区社協活動助成金は、小学校地域を単位に設置された地区社協に助成するものとする。

(活動の内容)

第3条 地区社協は、概ね次の事業を行うものとする。

- (1) 広報誌の発行
- (2) 住民のニーズ調査
- (3) 住民福祉座談会の開催
- (4) 介護者教室
- (5) 高齢者ふれあいサロン事業
- (6) 一人暮らし高齢者に対する年賀状・暑中見舞い・誕生カードの送付
- (7) 一人暮らし高齢者の定期訪問
- (8) 要援護者ネットワークづくり
- (9) 世代間交流事業
- (10) 先進地視察
- (11) その他地区内において必要と思われる事業

(助成金交付額)

第4条 地区社協に交付する活動費は、一地区社協当たり25万円に別表1に掲げる地区ごとの活動強化支援額を加算したものとする。

(交付の申請)

第5条 この要綱に定める活動助成金の交付申請をしようとする地区社協は、助成金等交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて本会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 当該年度予算書
- (3) その他会長が必要と認めるもの
- (4) 前各号に定める書類は、総会資料に同様の記載があれば、これを提出することを認める。

(交付の決定)

第6条 会長は、活動費の交付申請があったときは、当該申請書の審査及び必要に応じて実施調査等を行い、活動費の交付の決定をするものとする。

(決定の通知)

第7条 会長は、活動費の交付を決定したときは、決定の内容及びこれに条件を付した場合は、その条件を活動費交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

(関係書類の整備)

第8条 活動費の交付を受けた地区社協は、活動事業に係る経費の収支を明らかにした書類等を常に整理しておかなければならない。

(実績報告)

第9条 活動費の交付を受けた地区社協は、活動事業が完了したときは、2ヶ月以内に次に掲げる実績報告書(第2号様式)を会長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施報告書
- (2) 決算書又は決算見込書
- (3) その他会長が必要と認めるもの
- (4) 前各号に定める書類は、総会資料に同様の記載があれば、これを提出することを認める。

(活動費の交付)

第10条 会長は、前条の規定により、確定した額を地区社協の請求により交付するものとする。
2 前項の規定にかかわらず、会長が必要と認めるときは、地区社協の請求に基づき概算により交付することができる。

(活動費の返還)

第11条 会長は、地区社協が活動事業に関して、次の各号の一に該当すると認めるときは、活動費の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 活動費の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこの要綱に基づく会長の指示に違反したとき。
- (2) 活動費を他の用途に使用したとき。
- (3) 虚偽その他不正の手段により活動費の交付を受けたとき。

2 会長は、前項の規定により、活動費の交付決定の全部又は一部を取り消した場合で当該取り消し部分に関し、既に活動費を交付しているときは、期間を定めて返還を命ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年5月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱中、第4条の助成金の活動強化支援額は、平成29年度から平成31年度までとする。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱中、第4条の助成金の活動強化支援額は、1年間延長し、令和2年度までとする。

別表1（第4条関係）

単位：円

| 地区名 | 活動強化支援額 | 地区名 | 活動強化支援額 |
|-----|---------|-----|-----------|
| 勸興 | 50,000 | 新栄 | 47,000 |
| 循誘 | 65,000 | 若楠 | 57,000 |
| 日新 | 65,000 | 開成 | 60,000 |
| 赤松 | 57,000 | 諸富 | 63,000 |
| 神野 | 82,000 | 春日 | 55,000 |
| 西与賀 | 37,000 | 春日北 | 48,000 |
| 嘉瀬 | 31,000 | 川上 | 33,000 |
| 巨勢 | 36,000 | 松梅 | 6,000 |
| 兵庫 | 97,000 | 富士 | 22,000 |
| 高木瀬 | 92,000 | 三瀬 | 7,000 |
| 北川副 | 81,000 | 南川副 | 33,000 |
| 本庄 | 86,000 | 西川副 | 32,000 |
| 鍋島 | 84,000 | 中川副 | 19,000 |
| 金立 | 31,000 | 大託間 | 9,000 |
| 久保泉 | 25,000 | 東与賀 | 45,000 |
| 蓮池 | 12,000 | 久保田 | 45,000 |
| | | 合計 | 1,512,000 |